



平成26年12月15日

各位

会社名	虹技株式会社
代表者名	代表取締役社長 堀田 一之
(コード)	5603 東証第1部)
問合せ先責任者	取締役経理部長 谷岡 宗
(TEL)	079-236-3221)

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、平成26年12月15日に有価証券上場規程第508条第1項第1号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第502条第1項第1号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存です。

記

当社は、平成26年12月12日に当社における不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、本日、過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、当社の一事業部門において棚卸資産の不正計上が行われていたこと等が明らかになり、その結果、平成23年3月期から平成27年3月期第1四半期まで、虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。

当該事業部門では、製造グループのリーダーが、工程の遅れを隠蔽するために本来計上すべき段階にない仕掛品及び製品の不正計上を複数の部下に指示するなど、内部統制の機能不全が認められました。

また、棚卸資産の不正計上の発覚を遅らせた原因として、実地棚卸が適切に実施されていなかったことや、社内の相互牽制機能が十分に働いていなかったこと等が認められました。

以上を踏まえると、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることになりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因する不適切な開示であり、当社の適時開示体制について改善の必要が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求められることになりました。

以上